

受動喫煙防止対策をはじめとした市民の健康づくりの推進について

札幌市では、平成15年度から「健康さっぽろ21」(札幌市健康づくり基本計画)をスタートさせ、市民一人ひとりの健康づくりを支援しています。

このたび、その一環として、市民、事業者、行政が一体となって受動喫煙防止対策に取り組むために、「札幌市受動喫煙防止対策ガイドライン」を策定し、それを推進する事業を実施するなど、市民の健康づくりをさらに推進することとしました。

1 「札幌市受動喫煙防止対策ガイドライン」の策定

「健康さっぽろ21」の重要課題のうち、「たばこ」に関する取り組みとして、多くの人が利用する場所における受動喫煙防止対策の基準や推進方策などを定めています。

(1) 策定の背景

平成15年5月に施行された「健康増進法」では、多くの人が利用する施設の管理者に受動喫煙(自分の意思に関係なく、他人のたばこの煙を吸わされること)を防止する対策を講じることが努力義務として規定されている。

日本は、たばこの健康被害から次の世代を保護することを目的とした「たばこ枠組み規制条約」を平成16年6月に批准し、平成17年2月27日から発効している。

「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」が平成16年12月に市議会で可決されるなど、吸い殻のポイ捨てや歩行喫煙といった、たばこを吸う人のマナーに対する市民の関心が高まってきている。

(2) 内 容

受動喫煙防止対策の基準

ア 最も適切な方法...「禁煙」(建物内または敷地内)

イ 次善の方法.....「完全分煙」(「適切な喫煙場所を設けること」、「喫煙場所から非喫煙場所に、たばこの煙やにおいが漏れないようにすること」、「喫煙場所のたばこの煙を屋外に排気すること」の3つすべて満たすこと)

受動喫煙防止対策の推進方策

ア 市民の取り組み.....たばこの害を知り、健康的な生活習慣を身に付ける。

イ 事業者の取り組み...以下の取り組みを参考に、受動喫煙防止対策を積極的に進める。

禁煙が望ましい場所...病院、学校、官公庁、社会福祉施設

禁煙または完全分煙が望ましい場所...公共交通機関、文化施設、宿泊施設、金融機関、販売業、遊戯・娯楽施設、飲食店、運動施設

ウ 行政の取り組み...ITを活用した情報提供、受動喫煙防止対策を実施する施設を認証する事業を推進。

(3) 市民への周知

ガイドラインの配布

3月18日から市役所(本庁舎4階 保健福祉局健康衛生部地域保健課)および各区保健センターで配布。

ホームページでの公開

3月18日から「健康さっぽろ21」ホームページに掲載。

2 「ここから健康づくり応援団」事業の実施

企業・商店等との連携・協働により、市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援するための環境整備を促進するもので、禁煙または完全分煙施設などを「ここから健康づくり応援団」として認証します。

(1) 内容

「禁煙・完全分煙施設」

健康増進法および「札幌市受動喫煙防止対策ガイドライン」に定める基準を満たしている施設を対象に募集し、登録した施設にはステッカーを交付する。



「健康づくり応援団体・企業」

医療や健康にかかわる法律（健康増進法、薬事法等）を遵守し、「健康さっぽろ21」の基本理念、基本目標を推進している団体・企業を対象に募集し、登録する。

このほか、既に平成12年度から保健所で取り組みを進めてきた「外食料理栄養成分表示実施店」（継続して3メニュー以上の栄養成分表示等を実施している外食料理店を対象とし、登録した施設にステッカーを交付するもの）も、この事業の一環として取り扱う。

(2) 申込方法

札幌市保健福祉局健康衛生部地域保健課（〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 FAX 011-218-5107）に郵送かファクス（3月18日から受付開始）

(3) 申込用紙の配布

3月18日から市役所（本庁舎4階 保健福祉局健康衛生部地域保健課）および各区保健センターで配布。3月24日から各まちづくりセンターでも配布。

(4) 登録後の周知

「健康さっぽろ21」ホームページで企業名等を公表予定。

3 「市民健康づくり宣言」事業の実施

市民から、日ごろ実践している健康法などを募集することにより、「自分の健康は自分でつくる」という市民の健康づくりに対する意識を高め、市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援します。

(1) 内容

「禁煙宣言」

禁煙しようとしている市民を対象に、禁煙に関する宣言を160字以内で募集する。

「私の健康法」

日ごろ自ら健康づくりを行っている市民を対象に、食生活や運動等、日々実践している健康法を160字以内で募集する。

(2) 申込方法

札幌市保健福祉局健康衛生部地域保健課（〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 FAX 011-218-5107）に郵送かファクス（3月18日から受付開始）

「健康さっぽろ21」ホームページ上の入力フォームにより、直接宣言することも可能。

(3) 申込用紙の配布

3月18日から市役所（本庁舎4階 保健福祉局健康衛生部地域保健課）および各区保健センターで配布。3月24日から各まちづくりセンターでも配布。

(4) 宣言後の周知等

「健康さっぽろ21」ホームページで宣言内容等を公表するほか、希望者に健康づくりに関する講習会等の情報を提供する。

4 その他の取り組み

(1) 「札幌市食生活指針」の改定

「健康さっぽろ21」の重要課題のうち、「栄養・食生活」に関する取り組みとして、平成15年札幌市健康・栄養調査の結果を踏まえて、「食育」という新たな考え方を盛り込んだ「札幌市食生活指針」を改定しました。

リーフレットを4月1日から市役所（本庁舎4階 保健福祉局健康衛生部地域保健課）各区保健センターおよび保健所で配布します。（別紙のとおり）

(2) ITを活用した健康づくりに関する正しい情報の提供

3月18日から開設する「健康さっぽろ21」ホームページで、たばここと性に関する情報提供を行い、今後、栄養等、健康に関する正しい情報を順次提供します。なお、情報の抜粋は、携帯電話でも閲覧できるようにします。

健康さっぽろ21ホームページ

パソコン版アドレス <http://www.kenko-sapporo21.jp/>

携帯版アドレス <http://www.kenko-sapporo21.jp/m/>

問い合わせ先

保健福祉局健康衛生部地域保健課

電話 2 1 1 - 2 3 0 6